5　年　保　存
令和８年３月31日満了

ＦＮｏ．－ 01010802
崎広（被）第６１号
令和２年４月２日

各　部　長
各　所　属　長　殿

長崎県警察本部長

長崎県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について（通達）

長崎県警察被害者支援推進委員会については、「長崎県警察被害者支援推進委員会設置要綱の制定について(通達)」（平成31年３月28日付け崎広(被)第８号。以下「旧通達」という。）に基づき運用してきたところであるが、令和２年春の組織改正により、生活安全部内に人身安全対策課が新設されたことに伴い、下記のとおり所要の見直しを行い、新たに「長崎県警察被害者支援推進委員会設置要綱」を定め、令和２年４月２日から運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、同年４月１日限りで廃止する。

記

１　見直しの要点

(1) 委員会構成員の見直し(別表１)

委員に人身安全対策課長を追加した。

(2) 幹事会構成員の見直し(別表２)

幹事に人身安全対策課課長補佐を追加した。

２　改正後全文

別添のとおり

別添

長崎県警察被害者支援推進委員会設置要綱

1　設置

長崎県警察における被害者支援を総合的に推進するため、長崎県警察本部に長崎県警察被害者支援推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2　任務

委員会は、被害者支援の実施に関する基本方針、施策等を決定するとともに、その推進状況を把握し、必要な調整を行うことを任務とする。

3　組織

委員会は、別表１に定める委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

4　運営

(1) 委員長は、委員会の会務を統括する。

(2) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、委員長の職務を代行する。

5　会議

(1) 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(2) 委員長は、必要に応じて、委員以外の関係者に委員会への出席を求めることができる。

6　幹事会

(1) 設置

委員会に幹事会を置く。

(2) 任務

幹事会は、委員会を補佐し、委員会に付議すべき事項及び委員会から指示を受けた事項について調査及び検討を行う。

(3) 組織

幹事会は、別表２に定める幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

(4) 運営及び会議

上記４及び５の規定は、幹事会の運営及び会議について準用する。この場合において「委員長」とあるのは「幹事長」と、「委員会」とあるのは「幹事会」と、「副委員長」とあるのは「副幹事長」と、「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

7　庶務

委員会及び幹事会の庶務は、警務部広報相談課犯罪被害者支援室において処理する。

8　雑則

この要綱に定めるもののほか、委員会及び幹事会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長及び幹事長が定める。

別表１

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="2">構　　成　　員</th></tr>
<tr><td>委　員　長</td><td colspan="2">警 務 部 長</td></tr>
<tr><td>副 委 員 長</td><td colspan="2">広報相談課長</td></tr>
<tr><td rowspan="7">委　　員</td><td>警　務　部</td><td>会計課長</td></tr>
<tr><td>生活安全部</td><td>生活安全企画課長
人身安全対策課長
少年課長
生活環境課長</td></tr>
<tr><td>地　域　部</td><td>地域課長</td></tr>
<tr><td>刑　事　部</td><td>刑事総務課長
捜査第一課長
組織犯罪対策課長</td></tr>
<tr><td>交　通　部</td><td>交通企画課長
交通指導課長</td></tr>
<tr><td>警　備　部</td><td>公安課長</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他委員長が必要と認める者</td></tr>
</table>

別表２

<table>
<tr><th>区　　分</th><th colspan="2">構　　成　　員</th></tr>
<tr><td>幹　事　長</td><td colspan="2">広報相談課長</td></tr>
<tr><td>副 幹 事 長</td><td colspan="2">広報相談課犯罪被害者支援室長</td></tr>
<tr><td rowspan="7">幹　　事</td><td>警　務　部</td><td>広報相談課課長補佐
会計課課長補佐</td></tr>
<tr><td>生活安全部</td><td>生活安全企画課課長補佐
人身安全対策課課長補佐
少年課少年サポートセンター長
生活環境課課長補佐</td></tr>
<tr><td>地　域　部</td><td>地域課課長補佐</td></tr>
<tr><td>刑　事　部</td><td>刑事総務課課長補佐
捜査第一課課長補佐
組織犯罪対策課課長補佐</td></tr>
<tr><td>交　通　部</td><td>交通企画課課長補佐
交通指導課課長補佐</td></tr>
<tr><td>警　備　部</td><td>公安課課長補佐</td></tr>
<tr><td colspan="2">その他幹事長が必要と認める者</td></tr>
</table>